一般社団法人さんのへスポーツクラブＥｎｊｏｙ　規約

第１章　総　則

（名　称）
第１条　当法人は、一般社団法人さんのへスポーツクラブＥｎｊｏｙ（以下、当法人）と称する。
（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根４番地１１ジョイワーク三戸内に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　当法人は、地域のスポーツ環境の整備と文化活動に関する事業を行い、子どもから高齢者までの世代間交流を活発にしながら、自主的な健康づくり意識を高め、地域コミュニティーの活性化と地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。
（事　業）
第４条　当法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）総合型地域スポーツクラブのサークル運営に関する事業
（２）スポーツの技術向上や精神的な成長を育てるスクール運営に関する事業
（３）スポーツ、文化、芸術、健康に関する多世代対応の教室運営に関する事業
（４）スポーツ大会の企画、運営に関する事業
（５）スポーツ推進、普及目的等の事業及びそれに関する委託事業
（６）高齢者の健康・体力づくり等の介護予防事業及びそれに関する委託事業
（７）スポーツ、文化活動の指導者育成や派遣に関する事業
（８）施設等の管理、運営の委託事業
（９）スポーツ、文化活動の情報収集や発信に関する事業
（１０）スポーツ用具、健康器具の販売に関する事業
（１１）地元の食材、食品の販売に関する事業
２　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

第３章　会　員

（構　成）
第５条　当法人の会員は一般（高校生以上）、中学生以下、ファミリー、賛助の会員によって構成する。**但し、ファミリー会員は中学生以下１名以上を含む家族とする。**
（有効期限）
第６条　当法人の会員の有効期限は入会日（更新日）から翌年３月３１日までとする。
（更新期間）
第７条　当法人の会員の更新期間は以下の通りとする。
（１）**３月１日から３月３１日**までとし、毎年更新するものとする。
（２）更新期間を過ぎた場合は、新規入会手続きをするものとする。
（入会資格）
第８条　当法人の入会を希望する者は、クラブの目的としているところの趣旨、規約を理解した者とする。

（入会手続）
第９条　当法人に入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより入会申込書に必要事項を記入し、捺印の上、諸費用（入会金、スポーツ安全保険料、年会費）添えて提出するものとする。但し、捺印が無いものに関しては、入会とみなさないものとする。
（入会の許否）
第１０条　当法人の入会の許否は会長が決定する。会長が当法人の会員としてふさわしい者のみ入会を認めるものとする。
（会員資格喪失）
第１１条　下記事項に該当する場合は､当法人の社員の協議･判断により資格を喪失することがある。
（１）クラブの目的･規約に違反もしくは会員の迷惑になる行為をした場合。
（２）クラブの名誉･秩序を乱した場合。
（３）クラブ年会費を指定された期日までに納入しない場合。
（休　会）
第１２条　諸事情により当法人の活動に参加できなくなり休会の届出が提出された場合については、当法人の社員の協議･判断により休会とする。
（退　会）
第１３条　下記事項に該当する場合は、当法人の社員の協議・判断により退会とする。
（１）退会の届出があった場合。
（２）会員資格を喪失した場合。
（個人情報）
第１４条　会員の個人情報を本人の許可を受けずに第三者に開示してはならない。

第４章　社　員

（社員の資格の取得）
第１５条　当法人の社員になろうとする者は、会員の中において当法人の目的に賛同し、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を得るものとする。
（経費の負担）
第１６条　当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。
（任意退社）
第１７条　社員は、理事会において別に退社届を提出することにより、いつでも退社することができるものとする。
（除　名）
第１８条　社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができるものとする。
（１）本定款その他の規則に違反したとき。
（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。
（社員資格喪失）
第１９条　前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。
（１）第６条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総社員が同意したとき。
（３）当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第５章　社員総会

（構　成）

第２０条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権　限）

第２１条　社員総会は、次の事項を議決する。

（１）社員の除名

（２）役員の選任及び解任

（３）役員の報酬等の額

（４）職員と運営スタッフの賃金及び謝金等の額

（５）貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

（６）規約の変更

（７）解散及び残余財産の処分

（８）その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

（開　催）

第２２条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後２ヶ月以内に１回開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第２３条　社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的ある事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができるものとする。

（議　長）

第２４条　社員総会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

（議決権）

第２５条　社員は、各１個の議決権を有するものとする。

（決議の方法）

第２６条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）社員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第２７条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

（議事録）

第２８条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第６章　役　員

（役員の設置）
第２９条　当法人には、次の役員を置く。
（１）理事　　３名以上７名以内
（２）監事　　２名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とする。
３　前項で選任された代表理事を、会長とする。
（役員の選任）
第３０条　理事及び監事は、社員総会の決議において選任する。
２　会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
３　理事の構成は、当該理事及びその配偶者及び３親等以内の親族、又は一定の特殊の関係にある者の合計数の割合は、理事の総数の３分の１以下でなければならない。
４　監事は当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
（理事の職務及び権限）
第３１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
（監事の職務及び権限）
第３２条　監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務又は財産の状況を調査することができる。
（役員の任期）
第３３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の報酬等）
第３４条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構　成）
第３５条　当法人に、理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　限）
第３６条　理事会は、次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事の選任及び解職
（招　集）
第３７条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決　議）
第３８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第８章　会　議

（運営委員会）
第４０条　運営委員会は次の者をもって構成する。
（１）理　　事
（２）クラブマネジャー
（３）運営委員
（４）運営スタッフ

第９章　会　計

（会　計）
第４１条　当法人の会計は、次のものをもって支弁する。
（１）入会金
（２）会員年会費
（３）大会及び教室参加費
（４）スクール年間活動費
（５）講師派遣費
（６）国、県、町等からの補助金、委託費
（７）寄附金
（８）その他の収入
（財産の管理）
第４２条　クラブの資金は事務局が管理する。
（事業年度）
第４３条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第４４条　当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
（事業報告及び決算）
第４５条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１

号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第１０章　会　費

（会費の使途）
第４６条　当法人の第９章第４１条（１）（２）（３）（４）における収入については、当法人の事業活動を運営維持管理する為に生じる経費に充当するものとする。
（クラブ年会費）
第４７条　当法人の年会費は以下の別表１のとおりとする。
（スクール年間活動費）
第４８条　当法人のスクール年間活動費は以下の別表２のとおりとする。
（年会費及び年間活動費の支払方法）
第４９条　クラブ年会費及びスクール年間活動費の支払方法は以下のとおりとする。
（１）クラブ年会費は原則として、一括払い（現金）のみとする。
（２）スクール年間活動費は各種目で別に定めるものとするが、途中退会及び休会の場合でも、全額支払うものとする。
（年会費の支払期限）
第５０条　クラブ年会費の支払期限は以下のとおりとする。
（１）会員継続の場合は、３月１日から３月３１日までとする。新規入会の場合は、以下の別表１のとおりとする。
（２）いかなる理由の場合でも期日までに年会費が支払われない場合は、第１１条（３）により会員資格喪失とする。
（年会費の免除）
第５１条　諸事情により当法人の活動に参加できなくなり休会の届出が提出された場合、当法人の社員の協議･判断により会費免除とする。但し、休会の届出が提出されない場合は、いかなる場合でも年会費を支払うものとする。
（入会金及び会費の返金）
第５２条　原則として、支払われた入会金及び会費は理由を問わず一切返金しないものとする。

第１１章　　事故の責任

（事故の責任）
第５３条　当法人の会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
（保険の加入）
第５４条　当法人の会員は、スポーツ安全保険に加入するものとする。当法人は、その活動中の傷害に対し、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第１２章　規約変更及び解散等

（規約の変更）
第５５条　本規約は、社員総会の決議によって変更することができる。
（解　散）
第５６条　当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（残余財産の処分）
第５７条　当法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。
（剰余金の非分配）
第５８条　当法人は、剰余金の分配は行わない。

第１３章　公告の方法

（公　告）
第５９条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１４章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第６０条　当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
（個人情報の保護）
第６１条　当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

第１５章　附　則

（補　則）
第６２条　本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。
（定款に定めがない事項）
第６３条　本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

（附　則）
この規約は平成２９年４月１日から施行する。

平成３０年２月２日　　改正
平成３１年１月３１日　改正
令和　２年２月２７日　改正
令和　３年２月１５日　改正
令和　４年２月１０日　改正
令和　５年２月２８日　改正

別表１

令和５年度　クラブ年会費

入会金（税込）

1,100円／人（新規入会）

スポーツ安全保険料（公益財団法人スポーツ安全協会）

中学生以下　800円／人

大人（高校生以上）（64歳以下）　1,850円／人

大人（65歳以上）　1,200円／人

クラブ年会費（税込）

中学生以下　10,000円／年

一般（高校生以上）　12,000円／年

ファミリー　20,000円／年

新規入会月　→	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学生以下	10,000	9,200	8,400	7,600	6,800	6,000	5,200	4,400	3,600	2,800	2,000	1,200
一般（高校生以上）	12,000	11,400	10,400	9,400	8,400	7,400	6,400	5,400	4,400	3,400	2,400	1,400
ファミリー	20,000	18,400	16,800	15,200	13,600	12,000	10,400	8,800	7,200	5,600	4,000	2,400

※　年会費の支払いについては、原則、年払い（現金一括払い）とします。

賛助会費

企業・団体　1口～　5,000円／年

個人　1口～　3,000円／年

別表２

令和５年度　スクール年間活動費

卓球（さんのへアップル）　支払方法：銀行振込（振込手数料は個人負担）

① 年払い　→ 継続：4月28日までに振込。新規：入会手続き後1週間以内に振込。

新規入会月 →	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学生以下　34,800円／年	34,800	31,900	29,000	26,100	23,200	20,300	17,400	14,500	11,600	8,700	5,800	2,900
中学生(4月～9月)　17,400円／半年	17,400	14,500	11,600	8,700	5,800	2,900	―	―	―	―	―	―

サッカー（三戸カーネリアンズ）　支払方法：銀行振込（振込手数料は個人負担）

① 年払い　→ 継続：4月28日までに振込。新規：入会手続き後1週間以内に振込。

新規入会月 →	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年生以上（登録あり）　39,600円／年	39,600	36,300	33,000	29,700	26,400	23,100	19,800	16,500	13,200	9,900	6,600	3,300

② 半年払い　→ 前期（4月～9月分）は「4月28日」までに、後期（10月～3月分）は「9月29日」までに振込。

新規入会月 →	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年生以上（登録あり）　39,600円／年	19,800	16,500	13,200	9,900	6,600	3,300	19,800	16,500	13,200	9,900	6,600	3,300

③ 月払い　→ 「当月分を毎月20日」までに振込。

3年生以上（登録あり）　3,300円／月

バトン（Baton Team Fluorites）　支払方法：銀行振込（振込手数料は個人負担）

【選手クラス】

① 年払い　→ 継続：4月28日までに振込。新規：入会手続き後1週間以内に振込。

新規入会月 →	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
33,000円／年	33,000	30,250	27,500	24,750	22,000	19,250	16,500	13,750	11,000	8,250	5,500	2,750

② 半年払い　→ 前期（4月～9月分）は「4月28日」までに、後期（10月～3月分）は「9月29日」までに振込。

新規入会月 →	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
33,000円／年	16,500	13,750	11,000	8,250	5,500	2,750	16,500	13,750	11,000	8,250	5,500	2,750